

さ情審査答申第191号
令和2年9月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年6月9日付けで貴職から受けた、「盆栽美術館の報道機関等からの取材対応に関するもの 平成28年度に限る」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月7日付けス文大盆第1198号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、特定番組からの取材を断ったときの文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

不存在は違法。

不存在の真否を争う。

取材の依頼がありながら断っている。よって文書が作成されていると思われるので再度精査のうえで開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

平成28年度の報道機関等からの取材依頼に対して、取材の実施にあたり作成した決裁文書を特定した。取材を実施していないものについては決裁文書を作成していない。

審査請求人は、特定番組の取材の依頼がありながら断っている。よって文書が作成されていると思われるので再度精査のうえで開示を求めると主張しているが、前述したとおり取材を行っていないものについては文書を作成していない。よって、特定した文書以外に該当する行政情報は存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年3月28日に開示請求を行った「盆栽美術館の報道機関等からの取材対応に関するもの 平成28年度に限る」である。

実施機関は本件開示請求に対し、取材対応を行っている10件の決裁文書を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を除いて開示する決定を行った。

審査請求人はこの決定に対して、特定番組の取材を断ったことに関する文書が作成されていると思われるとの主張から、該当する文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関の説明によれば、本件開示請求に対して、報道機関取材対応報告票を含む10件の決裁文書を特定したものであり、その他に該当する行政情報は存在しないとのことであるが、それを疑わしむる特段の事情は認められない。

そうすると、本件開示請求に対して実施機関は保有するすべての文書を特定し、開示できる部分は全て開示しているということになる。また、審査請求人は、条例第7条第2号に該当する部分の開示を求めているわけではない。

したがって、審査請求の利益を有しないものであり、不適法な審査請求として却下されるべきである。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 6月 9日	諮問の受理（諮問第461号）
②	令和2年 7月16日	審議

③	令和2年 8月 6日	審議
④	令和2年 9月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)